

# 公共工事における労務費・賃金の確認手法について

---

## 1. 労務費・賃金の確認手法に関する総論(公共工事)

- 1-1. 公共工事・民間工事における入札契約の流れ
- 1-2. 労務費・賃金の確認手法に関する基本的な考え方
- 1-3. 第1～4回WGのご意見・ご指摘事項(公共工事関係)
- 1-4. 公共工事において講じるべき取組(全体像)
- 1-5. 公共工事における労務費・賃金の確認手法の取組に関するロードマップ

## 2. 労務費・賃金の確認手法に関する具体策(公共工事)

- 2-1. 入札金額の内訳書における労務費等の明示
- 2-2. ダンピング対策の強化
- 2-3. 建設Gメンによる請負代金等の取引適正化に向けた監視体制の強化
- 2-4. 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事
- 2-5. 国交省直轄工事における技能労働者への賃金支払い状況の試行調査と得られた課題
- 2-6. 国交省直轄工事におけるモデル的取組

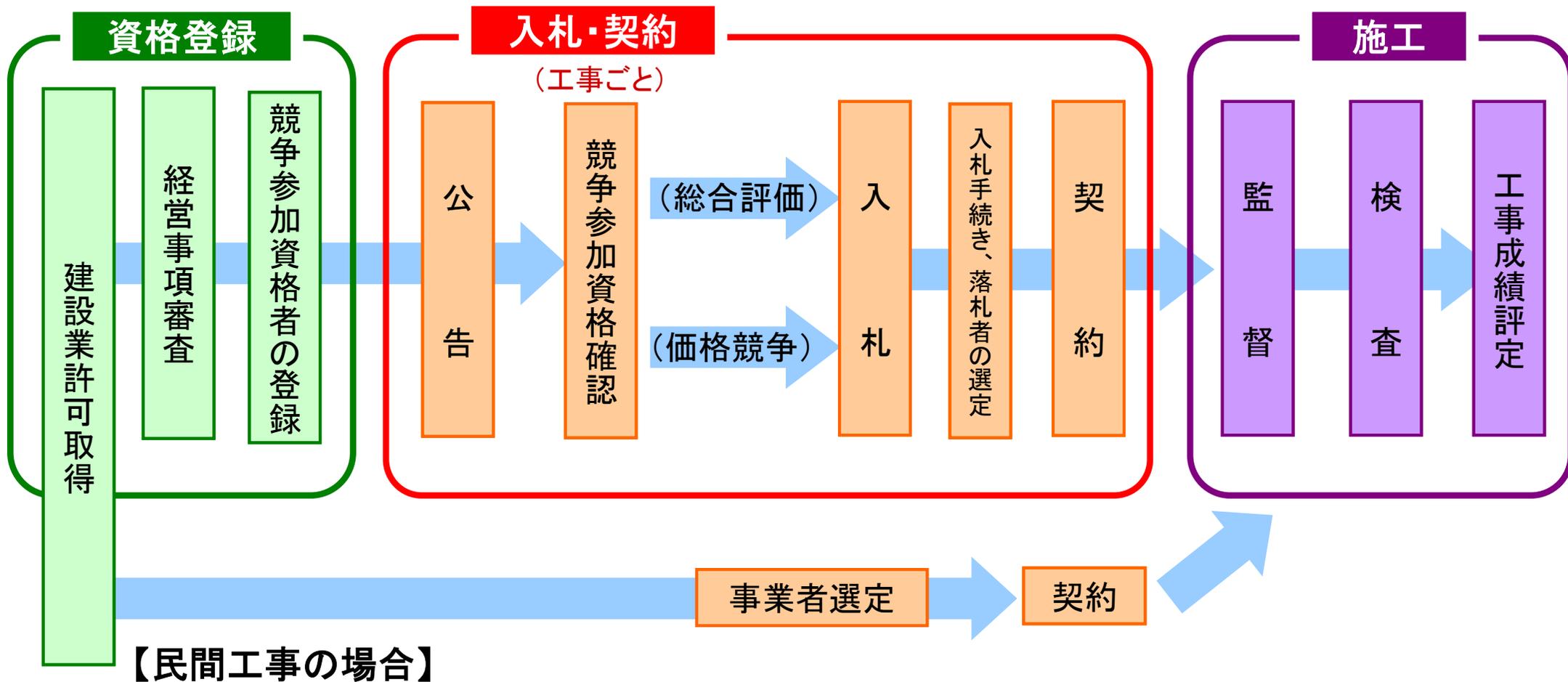
# 1. 労務費・賃金の確認手法に関する総論(公共工事)

---

- 1-1. 公共工事・民間工事における入札契約の流れ
- 1-2. 労務費・賃金の確認手法に関する基本的な考え方
- 1-3. 第1～4回WGのご意見・ご指摘事項(公共工事関係)
- 1-4. 公共工事において講じるべき取組(全体像)
- 1-5. 公共工事における労務費・賃金の確認手法の取組に  
関するロードマップ

# 1-1. 公共工事・民間工事における入札契約の流れ

## 【公共工事の場合】



# 1-2. 労務費・賃金の確認手法に関する基本的な考え方

- ◆ 公共工事においては、**公金支出の適切性を担保する必要があるところ、工事費として支払われた労務費について、賃金として技能者まで支払われているか、公共発注者としても一定の役割を求められている。**
- ◆ 品確法においては、「公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保」が発注者等の責務として規定されているところ、これまで国では、**①適正な予定価格の設定と②ダンピング対策等**について取組を実施してきたことに加え、地方公共団体に対しては累次にわたる働きかけを実施。その結果、**落札率の上昇・利益率の改善等、過当競争の排除に一定の効果。**
- ◆ 一方、労務費・賃金の支払いについては、第三次・担い手3法の趣旨も踏まえ取組の強化が必要。
- ◆ そのため、**まずは国土交通省直轄事業においてモデルとなる先駆的事例を増やし、かかる取組を地方公共団体にも展開。**
- ◆ なお、公共工事は、規模や工事発注量等に大きな差があり、特に**地方公共団体においては発注担当職員の不足も深刻な課題**となっている。このため、法施行直後から、全ての団体で一律に取組を行うのは円滑な工事発注にかえって支障を生じるおそれがある。また、材工分離等の業界慣行の変更のためには一定の時間を要する。
- ◆ このため、**法施行後速やかに行う取組と、中長期的に目指すべき取組をロードマップ(p.9)として示す。**

## 関係条文(抜粋)

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）

（発注者等の責務）

第七条 **発注者は、**基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、**予定価格の作成、**入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の**事務**（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、**公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、**適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工期等、**公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。**

二～十五（略）、2～7（略）

発注関係事務の運用に関する指針（令和七年二月三日改正）

1-3 工事施工段階

（工事中の施工状況の確認等）

（中略）

また、建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、**発注者は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。**

# 1-3.第1~4回WGのご意見・ご指摘事項(公共工事関係)

## <ご意見>

- ◆ 公共工事は、会計(地方自治)法令や入契法、品確法などの規定をはじめ、建設業者における適切な処遇の確保・行き渡りに一定の責任がある。
- ◆ 他方、公共工事の入札契約制度や受発注者の積算システムが確立していることを前提とした検討が必要である。
- ◆ また、自治体担当職員のマンパワーが限られている中で、発注者への過度な負担がないような制度設計が必要と思料。

## <ご指摘事項>

- ① 入札段階における労務費の適正性の確認が必要ではないか。
- ② 材工分離への対応(積算システム)と設定されるまでの運用が懸念される。
- ③ ダンピングと生産性向上による労務費抑制との区別が判断しづらい。
- ④ コミットメント制度など、契約後の労務費行き渡りのフォローアップをすべき。
- ⑤ 総合評価落札方式や工事成績評価における評価をしてはどうか。
- ⑥ 予定価格制度(落札率)がある中で労務費の確保をすべき。  
予定価格の上限拘束性を撤廃すべき。
- ⑦ 自治体工事では国交省直轄工事の歩掛が流用されているところ、小規模工事に対応した歩掛設定が無い。
- ⑧ 十分な見積期間を確保すべき。

## 「基本問題小委員会中間とりまとめ」(R5.9.19)

### (3)適切な水準の賃金の支払い確保等のための措置

「標準労務費」を参照した適切な水準の賃金の技能労働者への支払いや、技能労働者の社会保険への適切な加入を確保するために、法令において、建設業者に対し労働者の適切な処遇確保に努めるよう求めるとともに、標準約款に、適正な賃金支払いへのコミットメント(表明保証)や技能労働者の賃金及び社会保険加入状況の開示への合意に関する条項を追加することを検討すべきである。

(留意点)賃金の支払実態の「見える化」に関して、公共工事・民間工事を問わず、下請も含めた受注者における賃金の支払状況や社会保険加入状況を技能労働者の配置、施工体制等と併せて確認するための方策についても検討すべきである。このため、まずは国土交通省の直轄工事ははじめとする公共工事において、元請業者及び下請業者が発注者に技能労働者の賃金及び社会保険加入状況の開示を行った上で、その情報について請負契約の適正化を推進する主体である建設業を所管する行政庁に共有することで、賃金支払い及び社会保険加入状況の実態を適切に把握する取組を検討すべきである。その際、対応する事業者の事務作業が過大とならないように考慮するとともに、技能労働者の賃金及び社会保険加入状況が誰にどのように開示されることが適切か整理した上で、民間工事も含めた取組の波及を検討すべきである。

さらに、実際に適正な賃金が技能労働者に行き渡っているか、社会保険に加入しているかについて、ICT活用等により簡易に確認できる仕組みを検討すべきである。

加えて、技能労働者が自身の能力・資格や経験等に応じた賃金の支払いがなされているかを確認できる仕組みもあわせて検討すべきである。

# 1-4. 公共工事において講じるべき取組(全体像)

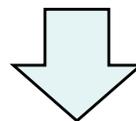
## <入口での対策(入札契約段階での実効性確保)>

### 1. 発注者による入札金額内訳書の記載内容の確認【改正法】(p.5指摘事項①に該当)

- 元請は、下請から労務費等が記載された見積書の提出を求め、積算に労務費等を反映
  - 公共工事発注者は、元請を通じて工事に係る労務費等の総額を内訳書により確認
- ⇒ダンプ的な応札が減少し、適正な入札が実現するとともに、中長期的には落札率上昇が見込まれる。

### 2. 労務費等の適正性を確認するための調査実施【対応強化】(p.5指摘事項②に該当)

- 直接工事費の割合が、工事全体額に比して一定基準を下回っていないか等の確認を強化
  - 労務費が著しく低いおそれがあると発注者が判断した場合、その妥当性を調査
- ⇒すべての公共発注工事において、低入札価格調査制度等とあわせて労務費ダンプの抑制。また、低入札価格調査制度の調査後の契約排除の判断材料として用いることで、調査の実効性向上の効果も期待。



具体的な対策は、2-1、2-2を参照

# 1-4. 公共工事において講じるべき取組(全体像)

## <出口での対策(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>

### 3. 建設Gメンによる確認【改正法】(p.5指摘事項③に該当)

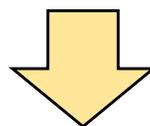
- 2.により労務費等の積算が不十分と判断した場合、公共工事発注者から建設Gメンに通報。
- Gメンは、その他の情報も含め総合的に判断し、必要な調査を実施  
※公共工事発注者に対しても必要な働きかけを実施

### 4. コミットメント制度の活用による賃金の支払いの確保(p.5指摘事項④に該当)

※将来的には、適切な事業者選定する方法を検討

### 5. 国土交通省直轄工事におけるモデル的取組の実施(p.5指摘事項⑤に該当)

※上記内容は、第1～4回WGにて議論



具体的な対策は、2-3～2-6を参照

## 1-4. 公共工事において講じるべき取組(全体像)

<その他の対策:適正な予定価格の設定や見積期間の確保等)>

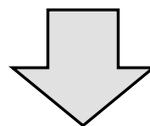
### 6. 合理的な理由のない予定価格の減額(歩切)の廃止 (p.5指摘事項⑥に該当)

- 国交省では、総務省と連携し早期の見直しを要請しているが、改めて歩切の実態に関するフォローアップ調査を実施予定
- 調査結果を踏まえて、入契法に基づく要請等必要な対応を実施

### 7. 地方自治体における独自歩掛の作成に関する調査 (p.5指摘事項⑦に該当)

- 小規模工事や地域特有の事情等を反映せず、結果的に予定価格が正確に算出されないといった課題が指摘
- 地方自治体の独自の歩掛設定の有無や作成手順等を調査し、好事例につき事例集を作成

### 8. 適正な見積期間の確保(方針⑮) (p.5指摘事項⑧に該当)



具体的な対策は、参考資料1 p1~p4を参照

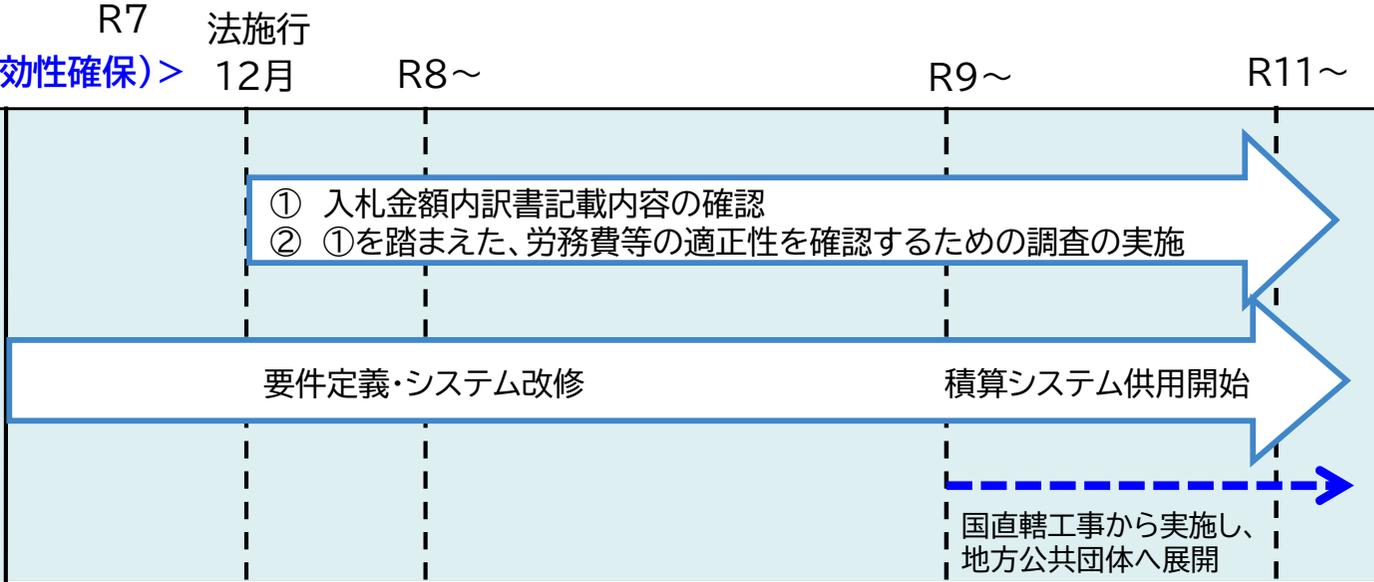
議論のたたき台

法施行後、段階的に実施すべき内容

中長期的に  
目指すべき将来像

<入口での対策

(入札契約段階での実効性確保)>

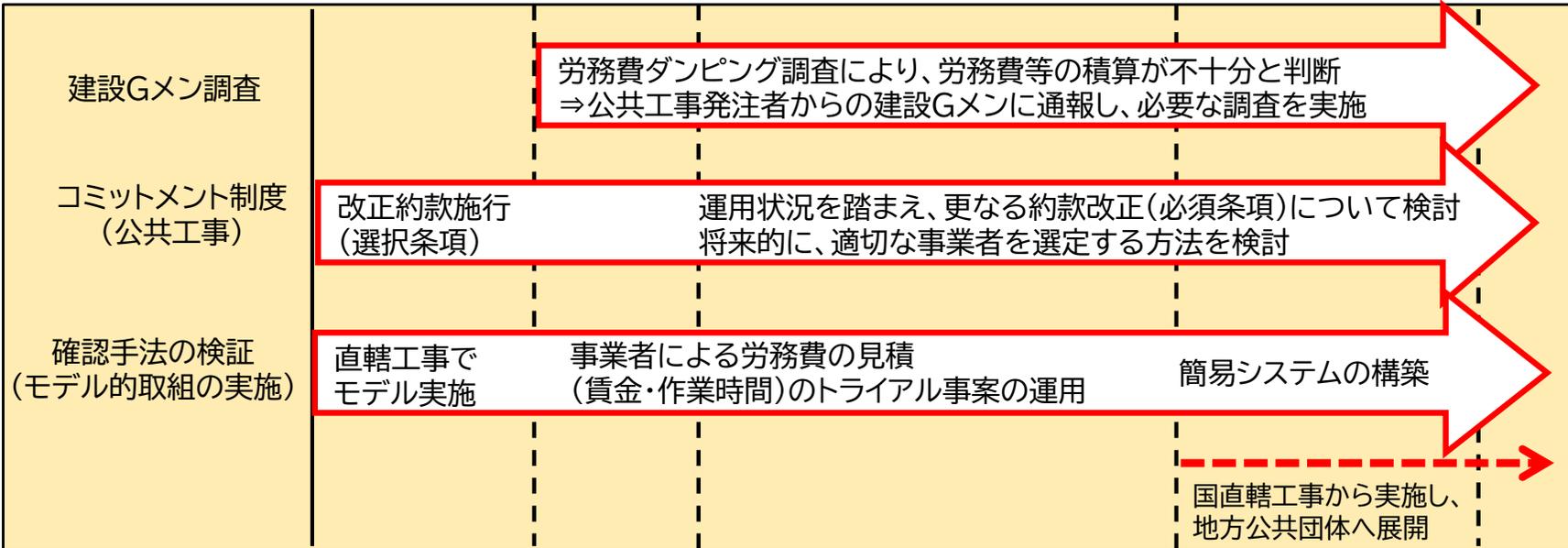


○見積における材工分離が定着することにより、入札・契約時における労務費の可視化が図られる。

○入札参加者は、自ら実態に即して積算単価や工期を算定し、発注者は労務費を確認することができる。

<出口での対策

(労務費・賃金の支払いの実効性確保)>



○賃金の支払い状況を確認できるシステムが構築される。

○この実績を踏まえ、公共発注者は、適切な事業者を選定する。

## 2. 労務費・賃金の確認手法に関する具体策(公共工事)

---

2-1. 入札金額の内訳書における労務費等の明示

2-2. ダンピング対策の強化

2-3. 建設Gメンによる請負代金等の取引適正化に向けた

監視体制の強化

2-4. 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

2-5. 国交省直轄工事における技能労働者への賃金支払い状況の

試行調査と得られた課題

2-6. 国交省直轄工事におけるモデル的取組

# 2-1.入札金額の内訳書における労務費等の明示

- 公共工事において、現状の入札金額の内訳書は、**直接工事費等が明示されており、労務費・材料費等の内訳まで明示されていない。**
- 改正入契法第12条の施行に伴い、建設業者(元請)は、**労務費・材料費等も含めた内訳明示を実施**する必要がある。
- 新たな入札金額の内訳書の雛形については、**今後通知や公共発注者向けのガイドライン等にて示す。**

【現行の入札金額の内訳書(工事費内訳書)の例】

工事費内訳書	
工事名	〇〇事業(〇〇) 道路改良工事
工種等	金額(円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A (a+b+c+d)
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	A + B + C + D



【新たな入札金額の内訳書(工事費内訳書)のイメージ例】

工事費内訳書								
工事区分	工種	種別	種別	規格	単位	員数	単価	金額
道路改良								〇〇円
直接工事費								〇〇円
共通仮設費								〇〇円
現場管理費								〇〇円
一般管理費等								〇〇円
工事価格(税抜き)								〇〇円
工事価格のうち、								①材料費 〇〇円
								②労務費(法定福利費(個人負担分)を含む) 〇〇円
								③現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 〇〇円
								④労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費(安全衛生経費) 〇〇円
								⑤建設業退職金共済制度の掛金(建退共掛金) 〇〇円

## 関係条文(抜粋)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第四十九号)  
(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、**入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)**を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

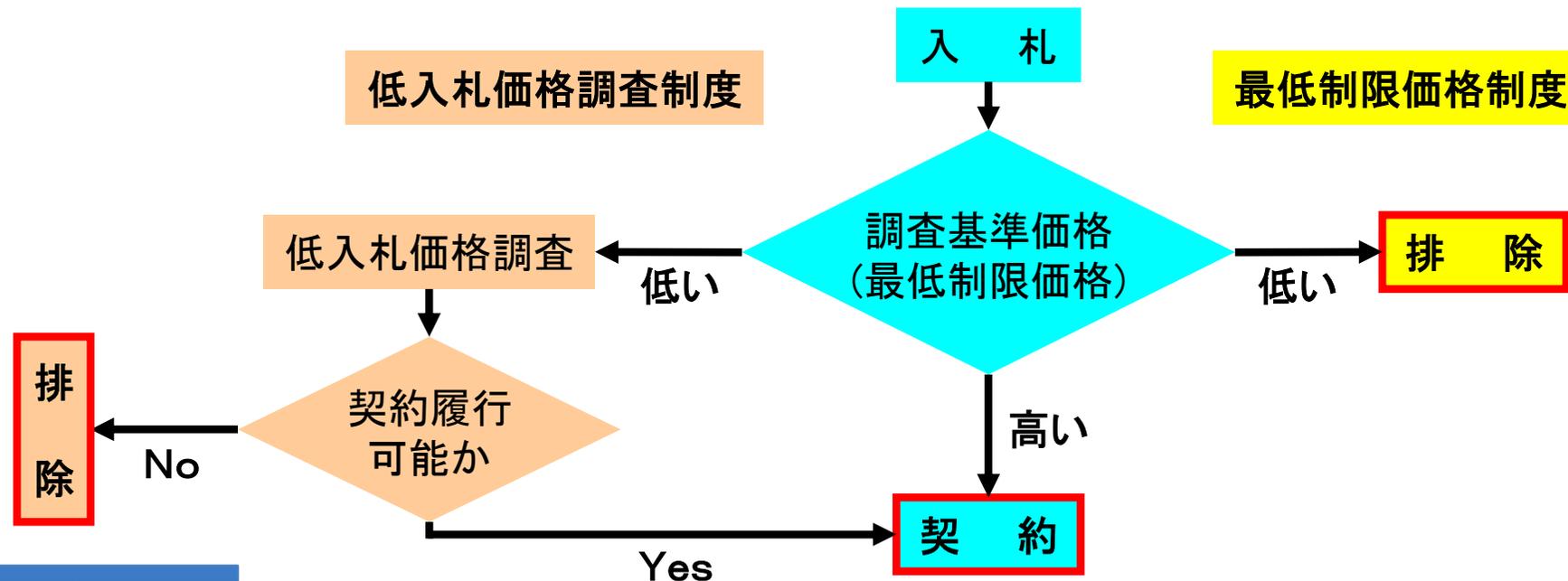
第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

## 2-2. ダンピング対策の強化

### (1) 現状のダンピング対策

- **低入札価格調査制度**は、その価格以下では適正に契約を履行できないおそれがあると判断される基準価格を下回る価格での応札に対して、履行可能性の調査を行い、履行可能と認められれば契約可能とする制度
- **最低制限価格制度** (地方公共団体のみ)とは、その価格以下では適正に契約を履行できないおそれがあると判断される基準価格を下回る低価格で応札した者について、自動的に入札から排除する制度
- 国土交通省直轄工事では、「低入札価格調査制度」が活用され、地方公共団体においては、一般的には「最低制限価格制度」が多く活用されている。



#### 関係条文(抜粋)

##### ○会計法 § 29の6 第1項(要約)

予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約。ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能

##### ○地方自治法 § 234 第3項(要約)

予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約。ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で 申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能

## 2-2. ダumping対策の強化

### (2)ダumping対策の強化

#### 現状・課題

- 改正入契法の全面施行(R7.12)により、公共発注者は、元請から内訳明示された工事価格に含まれる労務費・材料費等が著しく低いかを確認することが必要である。
- 一方で、公共工事における労務費等は、予定価格の直接工事費の内数として計上しているため、現行の土木・建築の積算システムでは、直接工事費の総計の算出は可能だが現時点で労務費等がどの程度含まれているかの算出は困難である。



#### 方向性

- 労務費等が著しく低い場合、直接工事費の割合も低くなると類推されることから、積算システム改修の間、直接工事費が工事価格に占める割合を確認している現行のダumping対策(低入札価格調査等)を強化する目的として「労務費ダumping調査(仮称)」を実施する。
- 今後、具体的な調査方法は「公共発注者向けガイドライン等」を作成し提供する方針。また将来的には、労務費等を把握できるよう積算システムの改修を目指す。
- なお、労務費ダumping調査(仮称)によって、労務費等が著しく低い恐れがあると発注者が判断した場合は、理由書を提出させ、正当な理由がない等の場合はGメンに通報する。
- 一方で、提示された労務費等が低いと見受けられた場合も入札制度上、落札者となることは否定されないが、コミットメント制度を活用して労務費等が著しく低くならないような措置を講じることが望ましい。

## 2-2. ダumping対策の強化について

### (3) 公共工事発注者の対応①

#### 低入札価格調査制度を導入している場合

- 現在実施している低入札価格調査制度を強化する目的として、落札候補者に対して、労務費ダumping調査(仮称)を実施。
- 同調査の対象とする「一定水準」の考え方は、中央公契連モデルでは労務費は官積算の100%とされていることから、この水準を確保することを目安とするが、省人化等による効率化など、正当な理由がある場合にも配慮しつつ、今後検討。
- なお、具体的な調査方法や運用上の詳細については、ガイドライン等にて示す予定。(例えば、対象工事の規模や、緊急性の高い工事であって理由書の提出が困難な場合の取扱い等)

【一般競争入札(総合評価落札方式)を想定】



#### 凡例

現行調査: 黒文字

新たに追加もしくは  
強化する項目: 赤文字

## 2-2. ダumping対策の強化

### (3) 公共工事発注者の対応②

#### 最低制限価格制度を導入している場合

- 現在実施している最低制限価格制度の実施要領等に加え、落札候補者に対して、労務費ダumping調査(仮称)を実施。
- 同調査の対象とする「一定水準」の考え方は、中央公契連モデルでは労務費は官積算の100%とされていることから、この水準を確保することを目安とするが、省人化等による効率化など、正当な理由がある場合にも配慮しつつ、今後検討。
- なお、具体的な調査方法や運用上の詳細については、ガイドライン等にて示す予定。(例えば、対象工事の規模や、緊急性の高い工事であって理由書の提出が困難な場合の取扱い等)

【一般競争入札(価格競争方式)を想定】



凡例

現行調査: 黒文字

新たに追加もしくは  
強化する項目: 赤文字

## 概要

- 建設技能者の賃上げや働き方改革の促進に向け、建設工事の請負契約における請負代金と工期の適正化を図っていくことが必要。
- そのために、注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額の有無など、請負代金や工期に関する取引内容について実地調査等を行う「建設Gメン」の体制を拡充し、調査対象の拡大や調査内容の拡充を図るとともに、違反行為に対しては、建設業許可部局から指導監督を行うことにより、請負代金や工期の適正化を推進。

### 調査対象の拡大

- 大臣許可業者に加え、都道府県知事許可業者も調査の対象とする。

### 調査内容の拡充

#### これまで

- 請負代金
  - ・ 注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額があるか
  - ・ 標準見積書を活用して、法定福利費を適切に計上しているか
  - ・ 契約変更条項が規定されているか
  - ・ 労務費を現金払しているか など
- 工期
  - ・ 休日等(現場閉所)をどの程度確保しているか
  - ・ 工事の進展に伴って、休日等が少なくなっていないか
  - ・ 工程遅延により、長時間残業や休日作業をしていないか など

#### 指摘例

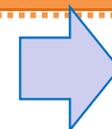
- 注文者による合理的な根拠に基づかない代金減額がある。
- 労務費の額に照らして法定福利費が適切に計上されていないおそれがある。
- 契約書に物価等の変動に対応できる契約変更条項が含まれていない。
- 下請代金の支払に現金と手形を併用しており、現金比率が低いため、労務費相当分を現金で賄えないおそれがある。
- 工程遅延に伴い現場閉所日を削減する等、しわ寄せが下請に及んでいるおそれがある。
- 雨天続き等により工期内竣工が困難になり、下請は元請に工期の変更協議を申し出たが、元請は発注者との協議をせず残業を要求した。

#### 拡充 (建設業法改正等に対応)

- ★建設業法改正による取引適正化に向けた新たな措置について、法施行を待たず、先行的に調査を行いつつ、適切な対応を呼びかける
  - 請負代金(労務費関係)
    - ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
    - ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
    - ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など
  - 工期/請負代金
    - ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
    - ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか など
- ※ 労基署と連携して工期に関する合同調査を行うなど、効果的に調査を実施

#### 体制の強化 (本省, 北海道開発局, 地方整備局)

R5年度の体制  
72名



R6年度体制  
135名  
※関係部署からの応援を含む。

## 2-4. 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

### 1. 概要

- 日本建設業連合会が表明した「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、各地方整備局の発注工事において、建設業の労務賃金改善に関する取り組みを推進するため、総合評価方式や工事成績評定においてインセンティブを付与するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : 当面、**一般土木工事（WTO対象工事で段階的選抜方式）**を対象とする。

### 3. 試行内容

#### （1）総合評価方式における技術評価内容

##### ① 「労務費見積り尊重宣言」の確認

- ・ **発注者**は、入札契約手続きの審査基準日までに、入札・契約参加企業が「**労務費見積り尊重宣言**」を**決定・公表した事実**を確認

##### ② 労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書の確認

- ・ **発注者**は、入札・契約手続き参加企業から提出された**誓約書**を確認

①②の両方とも満たす場合

➡ **加点：1点**

#### （2）工事成績評定（工事完成検査/成績評定時）

##### ➤ 元請企業と下請企業間の見積書を確認

（下請金額3,500万円以上の1次下請を対象とし確認（数社を抜き取りで確認））

##### ① 労務費（労務賃金）が内訳明示されていない場合

➡ **減点**

（落札者が総合評価方式の技術評価において加点された場合のみ）

##### ② 見積書に加え注文書に**労務費（労務賃金）**が内訳明示されている場合

※ 工事完了検査時において「**労務費見積り尊重宣言**」を公表した事実を確認できること

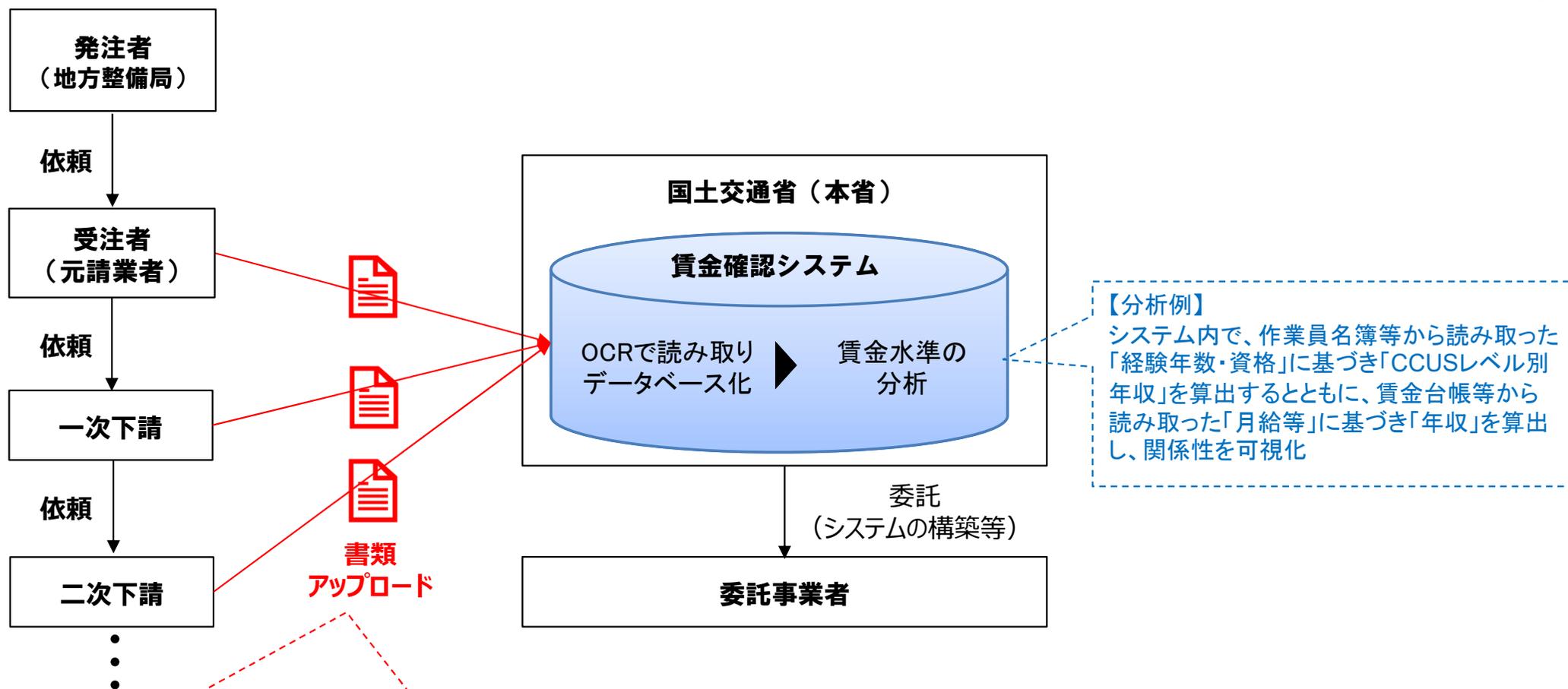
➡ **加点**

（受注者が総合評価方式の技術評価において加点されていない場合でも、工事完成検査時において（2）②を満たす場合は加点対象とする）

4. 実施状況 R5年度は29件の工事で公告。（R6年度は公告件数とりまとめ中）

R7年度も引き続き**全国でモデル工事**を発注。

- 今般の建設業法の改正により導入された**処遇改善に係る新たなルールに実効性**を持たせるためには、**発注者から支払われた労務費相当額が現場の技能労働者まで適切に支払われることが重要**。
- 「基本問題小委中間とりまとめ」を踏まえ、公共工事・民間工事（元請・下請）共通の、**技能労働者への賃金の支払状況を確認するためのICT等を活用した簡易な仕組みの導入に向け、まずは国土交通省直轄工事において、仕組みの検討に必要な試行調査を実施中**。



**【提出書類】**

- ・ 労働者に支払われている賃金分かる書類(賃金台帳等)
- ・ 労働者が従事していた職種・労働者の経験年数・資格がわかる書類(作業員名簿等)
- ・ 国の調査に対し情報を提供することに関する技能者本人の同意書

### ①書類の多様性

・「賃金台帳」、「作業員名簿」等の様式は、建設業者ごとに異なり、多種多様。

⇒ 非定型帳票を処理できる高度なOCR（※）を活用しても、人による補正作業が一定程度必要。

※Optical Character Recognition/Reader：光学的文字認識

例) ✓複数の技能者の賃金台帳が1枚にまとまっている場合、データ抽出の際、補正を必要とする。

### ②項目名の表記揺らぎ

・OCRで読み取った情報をデータベースに蓄積するためには、「データベースにおける項目名」と「建設業者が作成する書類における項目名」を紐づける必要があるが、項目名が建設業者によって異なる。

⇒ 表記揺れを勘案した仕組み・辞書整備が必要。

例) ✓「賃金台帳」において、「基本給」、「月給」、「基本賃金」のような表現の揺らぎが存在。

### ③記載情報の不足

・当初、「賃金台帳」と「作業員名簿」で分析に必要な情報を収集可能と想定していたが、追加で書類を求め、情報を集めなければならない事態が散見。

例) ✓「作業員名簿」に「資格情報」や「経験年数」の記載がないため、資格証の写しや社員情報を追加で収集。

### ④調査に係る事務局コスト

・試行調査であったが、1事業者あたり平均60分、1技能者あたり平均12分をするなど、賃金台帳の読み込み等を機械化しても、相当程度の事務局人件費コストがかかることが判明。



これらの課題を解決する調査手法について、引き続き検討

# 2-6. 国交省直轄工事におけるモデル的取組



## 論点1: 支払い賃金、労働時間、労務費の把握方法について

<論点1 支払い賃金、労働時間、労務費の把握方法について>

○ 指針には「下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める」と記載されている。支払い賃金、労働時間、労務費を下記の内容を基本に、提出するデータ等の詳細は元請会社と協議することによいか。

- 対象工事: 令和7年度は試行工事として実施。試行工事は発注者が指定した工事の内、受注者が希望した場合、対象工事とする。
- 対象工種: 元請会社が選定した工種。(1工種のみを選定することも可能)
- 対象者: 元請会社が選定した対象工種の施工に関わった技能者
- 把握項目:
- ① 支払い賃金 雇用者が、対象工種の施工に関わった技能者(対象者)に対し、対象工種が施工された期間を含む賃金計算期間(賃金台帳に記載される賃金計算の対象期間)に、支払った賃金の総額(合計金額)。提出は、下請会社から発注者へ直接提出。
  - ② 労働時間 試行工事では、下記の(a)及び(b)の労働時間を発注者へ提出する。
    - (a) 対象工種が施工された期間を含む賃金計算期間における、対象者の賃金台帳に記載された総労働日数・労働時間の合計。(他の工事現場での労働時間を含む。)提出は、下請会社から発注者へ直接提出。
    - (b) 対象工種を完工するまでに要した、対象者の労働時間。労働時間の把握は把握しやすい方法とする。提出は、元請会社から発注者へ提出。
  - ③ 労務費 注文者(1次下請が雇用者の場合は元請会社)が対象工種を完工するために、対象者を雇用している下請会社へ支払った工事費に含まれる労務費。注文者と雇用者との契約に材工分離された見積書・契約書がない場合、契約金額・支払金額とする。提出は、元請会社から発注者へ提出。
- 把握の実施方法: 発注者は、受注者(元請会社、下請会社、対象者を含む)の協力が得られるよう、実施方法等を丁寧に説明する。また、バックデータ等の提供は強制しない。

